

南種子町農業委員会平成26年8月総会議事録

1. 開催日時 平成26年8月18日(月)午前9時30分から午前10時40分
2. 開催場所 研修センター1階東側会議室
3. 出席委員

会長	8番	戸石 助美			
会長職務代理者	7番	石堂 かよ子			
委員	1番	寺田 誠	2番	池亀 昭次	
	3番	中里 安男	4番	古市 道則	
	6番	中峰 義哉	9番	高田 照美	
	10番	白川 秋信	11番	小脇 又男	
	12番	小山 重和			
4. 欠席委員 8番 西田 暁
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 諸般の報告
 - 第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成24年度第10号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成26年度第1号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 農業振興地域整備変更計画書(案)について
議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第7号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明について
6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	羽生 幸一
農地振興係長	河野 彰子
農地振興係	河野 裕太
総合農政課農業再生対策係長	鮫島 幸紀
7. 会議の概要

事務局 開会前に、本日欠席届が会長に出しておりますので、報告いたします。議席番号8番、西田 暁委員が欠席であります。それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第1回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 1番、寺田 誠委員。2番、池亀 昭次委員を指名します。

議長 日程第2、諸般の報告。局長が行います。

事務局 それでは別紙にて諸般の報告を報告いたします。7月11日、西之地区和牛部会総会が13時30分から西之地区公民館で開催され、会長が出席しております。7月17日、平成26年度『農の雇用事業』現地調査が9時から町内で行われ、係長が出席しております。現地調査につきましては県の農業会議の黒木氏が来町しております。対象者については3名です。7月18日、種子島農業公社理事会が15時から公社で開催され、会長が出席しております。内容については平成25年度決算報告であります。7月20日、種子屋久農協新米コシヒカリ出発式が11時から荃永ライスセンターで開催され、会長、局長が出席しております。7月21日、新栄物産新米コシヒカリ出発式が、16時から新栄物産ライスセンターで開催され、会長・局長が出席しております。7月24日、熊毛地区農業関係各種会議が9時30分から西之表市で開催され、会長・局長が出席しております。内容につきましては備考欄をお目通しください。7月25日、県農業会議7月定例常任議員会議が鹿児島市で開催され、係長が出席しております。内容については、農地法第18条第1項の規定による農地の賃借権の解約に関し、南種子町農業委員会会長の諮問に答申する件であります。8月5日、現地調査が9時から町内で行われ、会長・高田農地部長・寺田・池亀・白川・小山・石堂委員・事務局が出席しております。内容につきましては、3条・4条・5条・非農地・現況確認・農地パトロールであります。8月10日、農作物災害調査が13時30分からであります。出席者については職員。台風11号の被害調査ということで、被害率でさとうきびが3%、さつまいもが3%、ショウガが10%、オクラが6%。被害額については3,299万6千円です。8月11日、南種子町認定農業者連絡協議会総会が18時から日高旅館で開催され、会長・係長が出席しております。8月17日、ロケット祭の神事が13時から前之峯グラウンドで開催され、会長・局長が出席しております。以上で諸般の報告を終わります。

議長 報告が終わりました、質疑については、この後開催される全員協議会で取り上げたいと思います。

日程第3、議案協議 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成24年度第10号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。

事務局より議案の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更（賃貸借権1件）について承認を求めるものでございます。資料2ページをお開きください。番号1は、平成24年度第10号にて承認された、平成24年9月28日付け公告の一部変更に関する、貸す人・A、借りる人・Bの1件であります。資料3ページをお開きください。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の一部変更について内容を説明】

個別の資料につきましては、5ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。なお、この整理番号1番については議案第3号にて後ほど案件があがってきます。以上、承認を求めます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

（「ありません。」の声あり）

（「はい。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第1号 整理番号1番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成26年度第1号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について、を議題とします。事務局より議案第2号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成26年8月29日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権2件・所有権移転2件を定めたいので、承認を求めます。資料は9ページをお開きください。農用地利用集積計画 賃貸借権2件について説明いたします。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画（案）について内容を説明】

利用権設定を受ける者は経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、2 号議案について承認を求めるものです。よろしく願いいたします。説明を終わります。

議 長
議 長
10 番委員
事 務 局

事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。白川委員。

売買対価、というのは実際の取引とは価格は違うんでしょ。

対価につきましては手数料を含めた金額となっております。農業公社等の手続きや諸経費を含めた金額となっており、実質価格に手数料を含めて同額となっております。

10 番委員

課税台帳と違うわけだから実際の取引がこの価格が一緒という訳ですか。

事 務 局

はい。

12 番委員

はい。

議 長

小山委員。

12 番委員

田の売買の関係ですけど今の場合は反当 40 万 5 千円くらいなんですよね。かなり高いんじゃないかと思うんですけど他の人たちが田を買おうとだいたい 30 万とか 20 万となっています。この許可申請については何ら問題はないですが、我々が踏み込むわけじゃないのですが高いのではないかと思うのですが。

議 長

事務局。

事 務 局

農業委員会では、前年の分を価格の情報ということで、平成 26 年については 25 年度の価格情報ということで、農地の売買等の平均的なところを、田の未整備地区と整備地区という形で畑と田んぼの情報を出しています。価格については農業委員会のほうでは、双方で価格を決めるということになっていますので、農業委員会が「いくらからいくら」と設定していません。他の農業委員会では設定されている所もありますが、南種子町では現在、こちらからの価格の提示はありませんので、現在出ている価格については双方で話し合いがされた価格となっています。

12 番委員

わかりました。

議 長

白川委員もよろしいですか。

10 番委員

はい。

11 番委員

よろしいですか。

議 長

はい、小脇委員。

11 番委員

お願いですけれども、振興公社の案件についても字図添付をお願いできませんか。次回からでよろしいですので。

事 務 局

次回からは字図の添付をしていくようにいたします。

議 長

他にありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人・C 外1名、譲受人・Dを議題とします。事務局から議案第3号の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。16 ページをお開きください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転が4件です。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、資料を読み上げます。

【議案第3号、整理番号1番から4番について議案書をもとに朗読】

これらの件につきましては、17 ページからの別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、寺田委員。

1番委員 整理番号1番の説明をいたします。Cさんについては〇〇〇〇に永住をしていて、今も〇〇〇〇に籍を置いているとのこと。外1名というのはEさんでございまして、この人はCさんの姉になります。〇〇の方に居住しています。この件についての現地調査ですけれども、Dさんは〇〇の息子でありまして、今精脱の施設を作っておりまして、キビ作物の作付をしています。現地は〇〇に1か所あるんですけれども、そこはまだ作付をしていませんけれども、きれいに耕運と整地がされており、キビ作物を作る計画の準備をしている途中でございます。また、〇〇の〇〇については既にキビの作付をしている状態でございます。機械、それから動力から見ても全ての農地を効率的に利用できるものと考えます。以上です。

議長 整理番号2番・4番。高田委員。

9番委員 はい。整理番号2番から先に説明いたします。譲渡人がF君、譲受人がGさん。この〇〇の農地につきましては、以前から土地のやり取りはありましたけれども、所有権の移転がされてなかったということで、今回所有権移転をするものです。Gさんにつきましては今後も農業の経営が継続されるものと思われまますのでよろしく申し上げます。

整理番号4番のHさんとIさんの売買の件ですけれども、この土地につきましては〇〇の〇〇でございます。Jさんの家の裏側になる土地でござ

いまして、入口は〇〇商店の横を通って入る農地になります。現在この農地につきましては耕運がされまして、甘藷とバレイショが作付がされておりました。今後も植え付けをしていきたいとのことですので売買でございます。Iさんにつきましては〇〇のほうに転出しておりますので、今後Hさんが耕作していくと思われまますので、よろしくお願ひします。

議 長 整理番号3番。石堂委員。

7番委員

はい。整理番号3番について補足説明をさせていただきます。譲受人のKさんと譲渡人のLさんは兄弟でございます。Lさんが〇〇に在住いたしまして、農業をやっていたのですが、高齢とともに病気になりまして現在農業をやっておりません。それでBさんが借りまして、今耕作をしているんですけれども、今回Kさんが〇〇家の土地を他の人の手に渡るのを拒みまして、Kさんが〇〇家の土地を守っていくんだということでKさんの名義に変わるわけですけれども、農地の方は引き続きBさんが耕作していくことと思ひます。よって農地は有効に使われておりますので、ご審議の方をよろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。白川委員。

10番委員 4番目の案件で対価が200万というのは高いのではないのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 対価の方は双方で決めたみたいなのですが、農業委員会の方では「いくら」と設定はしていないのですが、当人同士で話し合った結果この金額とことです。

10番委員 わかりました。

議 長 小山委員。

12番委員 カライモ作付をすると書いてあるのですけれども、実際価格があまりにも高いので5条転用とかがあるのではないのかなと疑惑を持つところなのですけれども、実際はどうなのでしょう。本当にサツマイモを作るのでしょうか。

議 長 担当委員。

9番委員

はい。単価的にも今後の事につきましても、そのような意見が出ようかと思うのですけれども、今現在の本人の取引価格につきましては委員としての立ち入りは出来ないということで、双方同士の話し合いによる売り渡し価格となります。現況につきましては、立派に耕作がされていて、サツマイモとバレイショの植え付けがされておりました。今の段階におきましては、今後もこういう状況で耕作がされるものと私は思っておりますので、よろしくお願ひします。

(「懇談にしましょう。」の声あり)

議 長 懇談に入ります。

議 長 懇談を解きます。他に何かありますか。
（「はい。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第6、議案第4号 農業振興地域整備変更計画に係る意見を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。総合農政課 鮫島係長。
農業再生対策係長 議案第4号について説明をいたします。議案第4号については農業振興地域整備変更計画に対しての意見を求めるものであります。資料の方が26ページからになります。27ページをご覧ください。今回の変更は用途区分の変更が1件であります。申請者がMさん。変更しようとする土地については、〇〇〇〇〇。面積が48.08アールであります。変更後の用途については、畜舎を建設し、全体としては採草放牧地として使用するということでの変更であります。詳細資料として31ページまで添付していますのでお目通しをお願いします。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

7番委員 この申請地の図面を見ますと近くに宅地があるんですけれども、こうした場合に牛を飼って申請地にするとということですよ。そうした場合に周りの許可は必要ないんでしょうか。

農業再生対策係長 その件につきましては次の議案で説明をさせていただきます。

議 長 他にありませんか。
（「はい。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第7、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請人・Mを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 32ページをお開きください。今月の農地法第4条の許可申請は1件です。議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について資料を読み上げます。

【議案第5号、整理番号1番を議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。小山委員。

12番委員 今事務局で説明があったとおりなのですが、申請人であるMさんは農地法4条の許可を得ず、自分の農地だから畜舎を作っていたら、問題ないだろうと思い込んで10月から畜舎を建設していたのですが、農地パトロール中に発覚しまして、本人は現在3頭飼ってまして、9頭にまで増やして牛舎を建てたいとのこと。26ページの始末書にあるように本人も反省をしていますので、許可申請を求めるものですのでよろしくをお願いします。

議長 長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。石堂委員。

7番委員 資料に色々書いてあるのですが、「害」というのは汚水とかそういうだけではないと思うんです。以前は牛を飼っている方が多くいまして、ハエが飛んできました。田んぼに放牧しても、周りの家にはすごくハエが飛んでくる状態を、私が経験いたしました。そういう「害」は考えていないのでしょうか。それとMさんは80歳ですが後継者はいらっしゃるのでしょうか。

議長 長 担当委員。

12番委員 後継者はいます。N君がいます。現在はキャトルセンターに勤めていて、退職後は跡を継ぎたいとのことですのでよろしくお願いします。

議長 長 ハエの件に関しましては。寺田委員。

1番委員 将来的に9頭を飼育するということから、法的には施設を設置する必要がありませんけれども、周辺の状況から考えて、周りには自宅という自宅はありませんけれども、ハエ蚊の問題は生じると思います。ハエの行動範囲というのは、専門家によれば5メートルしか動かないという人もいれば500メートルだという説と色々ありますけれども、人間が背中にかかっていけば1キロ・2キロ、自動車にくっ付けば何キロもとなりますけれども、ハエの問題は出てくると思いますので、法的には施設を作らなくてもいいとなっていますけれども、そういう環境面で施設を作るといふのであるならば、それなりの指導をして作らせるべきというふうに思います。以上です。

事務局長 4条・5条の転用について、今回農業用施設を作る転用関係です。このハエ関係についてですが、隣接する所については同意を貰うということで、南種子町の場合は農業委員会で決めているところです。隣接する農地の場合同意は必要ないとのことですが、農地転用をした後農地法から離れていきますから、中々指導が徹底されないということがありますので、隣接する所についての同意関係、それから周辺農地の近隣の住宅関係があった場合については、その集落で問題が出ないように事前に転用関係の方に指導をしているというのが実情ですから、今回は地図上で見ますと周り山の方に囲まれた所で、ハエ関係や被害があるかと思うのですが、今まで設

置されていた牛舎からしますと、かなり遠くになっておりますから、今寺田委員から出たような形の施設を作るような形を取りたいというふうに思っておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 石堂委員、よろしいでしょうか。

7 番委員 はい。

議 長 他にありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 5 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 5 号については原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することとします。

議 長 日程第 8、議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、譲渡人・O、譲受人・P を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事 務 局 38 ページをお開きください。今月の農地法第 5 条の許可申請が 1 件です。

議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について資料を読み上げます。

【議案第 6 号、整理番号 1 番を議案書をもとに朗読】

農用地区域外の都市計画区域内であり、2 種農地のその他の農地に該当します。詳細につきましては次のページからの資料をご覧ください。

議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。白川委員。

10 番委員 私の方で説明をさせていただきます。O 君につきましてはお父さんから昨年 5 条申請をしていたのですが、この時に 500 m²で申請していたのですが、駐車場・取り付け道路で若干面積が膨れ上がりまして、この度農地法第 5 条で申請をするに当たり、〇〇〇〇、同所〇〇〇〇の土地の面積が 617 m²と必要面積を超えております。音楽活動等の理由により来客が非常に多く、駐車スペースを確保するという観点から申請面積を必要としております。是非とも当申請面積が必要ですので宜しくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

議 長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「懇談にしましょう。」の声あり)

議 長 懇談に入ります。

議 長 懇談を解きます。他に何かありますか。

(「ないです。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。議案第6号については全員賛成ですので、原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することといたします。

議 長 日程第9、議案第7号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明について、申請人・Qを議題にします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事 務 局 42ページをお開きください。議案第7号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明について資料を読み上げます。

【議案第7号、議案書をもとに朗読】

次のページに字図を添付しています。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。白川委員。

10番委員 ただいま事務局より説明がありました。8月5日に現地調査をしていただきました。事務局の河野さんの説明を再読しますが、昭和40年に、土地・居宅を売買に依り取得しました。よって宅地化されている物件であります。現況は、家が建っていて岩がある状態。面積は定かではありませんが自家用安納芋を栽培しておりました。なぜ40年近くもそのままだったのかと聞いたところ、農業をしている方は家を作るのは農地でもいい、というようなことを言いまして私も判らなかつたのですけれども、いずれにしても現況は、住宅と庭と家庭菜園という状況でございます。Qさんの申請どおり非農地証明についてご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。寺田委員。

1番委員 質問ですけれども、家庭菜園の分については農地法としては農地として位置づけされるのでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 家庭菜園は県にも確認をしてみたんですけれども、くくりとしては農地としての扱いはしないという形にしているとのこと。

1番委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。異議がないようですので、議案第7号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第7号については原案どおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。